

## 告 示

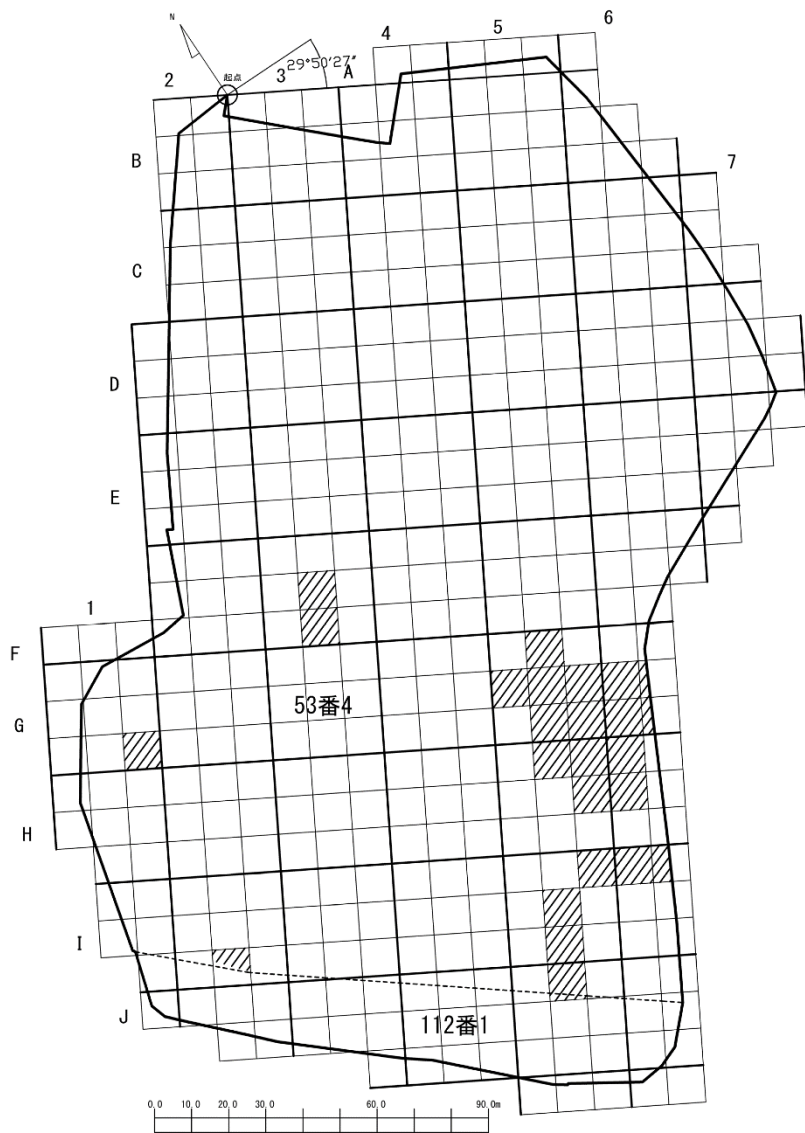
### 埼玉県告示第四百六十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
- 別図のとおり（埼玉県飯能市南町五十三番四の一部及び百十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



【起点】

起点は、埼玉県飯能市南町53番4の最北端とする。

【格子の回転角度】29度50分27秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 10m格子
- : 30m格子
- ▨ : 形質変更時要届出区域に指定する区画

1

